

確定申告は

自分で書いてお早めに

申告はお早めに

平成14年分の確定申告は、初日（平成15年2月16日）が日曜日のため、税務署での相談及び申告書の受付は2月17日（月）から始まります。税務署の時間外収受箱や郵送による提出は2月16日から利用できます。

申告期限間近になりますと、申告会場は大変混雑します。申告書は、「所得税の確定申告の手引き」などを利用して、ご自分で作成し、お早めに郵送などで提出されますようお願いいたします。



◆あて先・問い合わせ
〒951-8685
新潟市営所通2番町
新潟税務署
692番地の5
☎229-2151



申告書の提出前に もう一度チェックを!

ご自分で記入された確定申告書は、提出前に次のポイントを確認してください。

- 給与所得の計算
2か所以上から給与収入がある場合には、収入を合算し、所得金額を計算していますか。
- 医療費控除
支払った医療費の合計額をそのまま「医療費控除」の額として記入すると、誤りになります。

国税庁ホームページで 確定申告書の作成ができます!

国税庁ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」から、入力画面のガイダンスに従って金額等を入力すると、計算結果の表示や印刷ができ、作成した申告書は税務署に提出することができます。

所得税の確定申告書作成コーナーのポイント

- ①利用できる方
 - ・申告書のA様式及びB様式を利用される方。
 - ・なお、分離課税や給与所得者の特定支出控除を受けられる方など、申告内容によっては利用できない場合があります。
- ②主な機能
 - ・対話型の入力や申告書様式の金額欄への直接入力により申告書が作成できます。
 - ・給与所得のみで医療費控除を受けられる方などの専用メニューを用意しています。
 - ・税務署提出用、住民税用及び本人控用申告書が出力されます。
 - ・問い合わせについてお答えするための掲示板(Q&A)を設けます。

利用するときのポイント

申告書を正しく出力していただくために、次のことを行っていただく必要があります。

- ・カラープリンタの使用
- ・画面の指示に従ってプリンタ設定を確認
- ・印刷後に正しく印刷できたかの確認
- ・印刷する紙は、A4サイズの普通紙(コピー用紙)をお使いください。なお、インクジェット専用紙は使用しないでください。

還付申告と納税相談

町では、給与所得者で「医療費」「住宅借入金等特別控除」等の還付申告及び公的年金受給者の還付申告をされる方の納税相談を行います。

還付申告については、広報2月号の折り込みチラシをご覧ください。

住民税の申告について

所得税の確定申告者以外の方で、住民税の申告が必要と思われる方に申告書を発送いたしますが、的確に把握できないため、広報2月号の折り込みチラシの「手引き」をお読みいただき、該当する方は相談日に納税相談会場においでください。



◆役場で行う納税相談◆

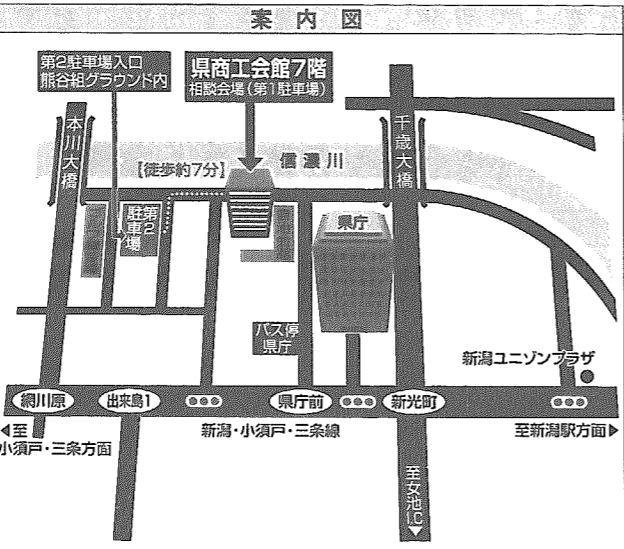
区分	相談日・対象地区	時間・会場
給与所得者で、住宅借入金等特別控除、医療費控除等の還付申告者の納税相談	2月5日(水) 2月7日(金) 全 町	
農業所得者の納税相談	3月3日(月) 上町・中央・いぶき野・大字横越 4日(火) 東町・川根町・茜ヶ丘・十二前 5日(水) 沢海・阿賀野 6日(木) 木津・二本木 7日(金) 小杉・平山・藤山・駒込・うぐいす	○時間 午前9時～11時 午後1時～4時 ○会場 横越町役場 多目的ホール
住民税対象者の納税相談	3月10日(月) 上町・中央・いぶき野・大字横越 11日(火) 東町・川根町・茜ヶ丘・十二前 12日(水) 沢海・阿賀野 13日(木) 木津・二本木 14日(金) 小杉・平山・藤山・駒込・うぐいす	

確定申告の相談は「新潟県商工会館」へ

新潟税務署では、新潟県商工会館（新潟市新光町7-2）の相談会場において、次のとおり申告の受付・相談を行います。譲渡所得や贈与税の申告相談も、本年は新潟県商工会館で実施します。

会場・対象者	期間・受付時間
◆新潟県商工会館 案内図を参照してください。	2月3日(月)～3月17日(月) 午前9時～11時 午後1時～3時30分
◆所得税・贈与税の相談 譲渡所得や贈与税の相談も受け付けます。	2月14日(金)までは、還付申告のみ受け付けます。

- 注意事項
- ①本年は、譲渡所得や贈与税の申告相談は、新潟税務署会場に変えて、「新潟県商工会館」で実施します。
 - ②土曜日、日曜日、祝日は実施していません。
 - ③受付時間は、都合により変更となる場合があります。
 - ④正午から午後1時までには休業時間です。ご協力をお願いします。
 - ⑤無料駐車場を熊谷組新光グラウンド内に設置しますので、ご利用ください。



税理士による 還付申告無料相談

2月5日(水)から7日(金)までの3日間、税理士事務所にて次のよう

- 老年者・配偶者特別控除
合計所得金額が1,000万円を超える方は受け付けることができます。
- 基礎控除
38万円を控除していますか。
- 定率減税額
再差引き所得税額の20%（最高25万円）が控除されますが、記載漏れはありませんか。

◆問い合わせ
関東信越税理士会新潟支部特設電話（午前9時30分～午後4時）☎228-7581
税理士別相談日程表は、税理士会館、税務署に用意してあります。